

令和5年10月13日
地域教育課

江東きっずクラブにおける職員配置問題について

1 対象事業所の概要

(1) 対象事業所

公設民営きっずクラブ3クラブ（きっずクラブ豊洲三丁目、きっずクラブ豊北、きっずクラブ浅間堅川）

(2) 運営事業者

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

2 経緯

年 月	対応状況等
令和5年7月21日	産経新聞電子版にて、新宿区において児童館などで勤務実態の無い職員を加えた虚偽報告を理由に運営事業者（労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、以下事業団と略す。）に対して指定管理を取り消した旨の記事が掲載される
同月24日	本区を管轄とする同事業団東京東部事業本部長等が来庁し、新宿区での経緯、状況及び、事業団に属する全施設等を自主点検し、点検結果を各自治体に報告する旨の説明を受ける
同月25日	同事業団の運営するきっずクラブへの特別検査開始

3 区の特別検査等により確認された事実

平成30年4月から令和5年6月まで、各クラブによって時期は異なるが、勤務実態とは異なる勤務報告がなされ、職員数が区の配置基準を満たしていなかった。

対象施設名	確認された事実
きっずクラブ豊洲三丁目	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年1月から令和5年6月までのほとんどの期間で、職員数が区の配置基準を満たしていなかった。 平成30年4月から令和5年6月まで、実際には勤務していない非常勤職員を勤務しているかのように報告していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年10月から令和5年6月まで、非常勤職員を常勤職員として報告していた。
きっずクラブ豊北	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月から令和5年6月まで、断続的に、職員数が区の配置基準を満たしていなかった。 ・実際には勤務していない職員を勤務しているかのように報告している期間が複数あった。
きっずクラブ浅間堅川	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年5月から令和5年3月まで、断続的に、職員数が区の配置基準を満たしていなかった。 ・実際には勤務していない職員を勤務しているかのように報告している期間が複数あった。

※確認方法 勤務報告書とタイムカード等を照合。

4 今後の方向性

検査の結果、明らかな虚偽報告が複数確認されたことにより、同事業団には教育長名で業務改善命令を発し、仕様書に従った人員配置を早急に行うよう指示することとし、かつ、必要に応じ、人員配置における不正にあたる期間の人件費分委託費については、精査の上返還を求めることとする。

その他、不正のなかったきっずクラブについても、業務改善命令の中で注意喚起を行うこととする。

同事業団については、「江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく協議が行われ、令和5年9月27日から同年12月26日までの3か月間の指名停止措置がとられている。

5 区としての体制整備

今後、こうした事案が二度と生じないように、令和5年9月から放課後運営指導担当係長（兼務）を配置し、きっずクラブの運営指導を徹底していく。